Site License Agreement

「FileMaker Pro Advanced」 及び「FileMaker Server」というソフトウェア・プログラム、ならびにソフトウェア・ダウンロードページに記載されたいかなるソフトウェア・プログラム（以下、総称して「本ソフトウェア」という）は、米国 FileMaker, Inc.（以下「FMI」という）からライセンシーに対し、契約条件および FMI の規定する特別な条件（以下、総称して「本ライセンス」という）に基づいた使用のみを目的として、（販売されるのではなく）ライセンスされるものとする。ライセンシーが本ライセンスの条件に同意しない場合は、ライセンシーは、本ソフトウェアをインストールしたり、コピーしたり、ダウンロードしたり、使用したり、本ソフトウェアにアクセスしてはならず、速やかに FMI に書面で通知しなければならない。

1. ライセンス

(a) **ライセンスの付与**：ライセンシーは、ソフトウェア・ダウンロードページに記載された「当初シート数」が、FMI により書面で承認された労働保険番号（事業所番号）その他の ID によって身元確認される事業所全体に対してライセンシーが現在保有する全従業員数である旨ここに表明する（ライセンスカウント）。該当する料金の全額の支払いがなされた上で、且つ本ライセンスの規定に従うことを条件として、FMI はライセンシーに対し、「FileMaker Pro Advanced」 および「FileMaker Server」（「本ソフトウェア」）の正確なコピーを、オブジェクトコードの形態にて作成し、かかるコピーを、ライセンシーが所有又はリースしているコンピューターにインストールし、これを使用する、非独占的、永続的（本契約第 6 条に基づき契約が終了された場合を除く）且つ譲渡不可能なライセンスを付与する。ライセンシーは、ライセンスカウントを超えて FileMaker Server ソフトウェアのコピーをインストールすることができない。FMI は、ライセンシーに対して、ソフトウェア・ダウンロードページに記載された固有のインストールキーを提供しているが、ライセンシーは、かかるインストールキーを機密に保たねばならず、しかも、このインストールキーは、本ライセンスの契約条件に従ってライセンシーが本ソフトウェアを使用することを可能とする目的にのみ使用しなければならない。ライセンシーは、本ソフトウェアのコピーおよびインストールに要する一切の費用を負担するものとする。

(b) **許可されたユーザ**：ライセンシーの従業員は全員、FMI により書面で承認された労働保険番号（事業所番号）その他の ID によって身元確認されるライセンシーが管理する施設において本ソフトウェアを使用することができる。ライセンシーが教育機関である場合は、ライセンシーが管理する施設内において、その学生・生徒や教職員の現在籍者が本ソフトウェアを使用することができる。ライセンシーは、自己の施設の外にいる本ソフトウェアの使用を許可されていない者による本ソフトウェアへのネットワークアクセスあるいはその他のアクセスを制限するため、業務上、合理的な努力を尽くすものとする。ライセンシーの施設において勤務するライセンシーの臨時従業員、契約社員およびコンサルタントもまた、かかる従業員、社員やコンサルタントが「当初シート数」に含まれている限り、ライセンシーの事業運営に関して本ソフトウェアを使用することができる。臨時従業員、契約社員やコンサルタントがライセンシーの施設での勤務をやめた場合は、かかる従業員、社員やコンサルタントが使用する本ソフトウェアのコピーを全て、各自のコンピューターから削除しなければならない。

(c) **所有権**：ライセンシーは本ソフトウェアが記録された媒体を所有するが、ライセンシーは、本ソフトウェア自体の所有権は FMI とそのライセンサーが所有することを認める。FMI およびそのライセンサーは、ライセンシーに対し明示的に許諾した権利を除くすべての権利を留保する。許諾された権利は、FMI およびそのライセンサーが本ソフトウェアについて有している知的財産権に限定され、それ以外のいかなる特許権や知的財産権も含まない。

(d) **ライセンスカウントの増加**：両当事者は、本ライセンス期間中、ライセンシーのライセンスカウントを追加することができる旨確認する。ライセンシーは本契約第 3 条(b)項で定義されるメンテナンス契約期間中においては、ライセンスカウント追加総数が上記の「当初シート数」の 10 パーセントを超過しない限り、FMI に対する追加費用なしに利用できるものとする。メンテナンス契約更新時にライセンシーは、追加ライセンスカウントおよび更新するライセンスカウントのメンテナンス料金を同時に支払うものとする。但し、メンテナンス期間中にライセンスカウント増加総数が「当初シート数」の 10 パーセントを超過する場合、ライセンシーは FMI に対して、その時点でのライセンスカウントと「当初シート数」との数の差となる増加使用に対する料金を支払うこととする。ライセンシーが、この増加使用料の支払いを怠った場合、本契約第 3 条に基づくメンテナンス・ソフトウェアに関する権利は終了するものとし、且つ、ライセンシーは、本ソフトウェア製品のすべてのコピーの合計数が「当初シート数」を超過し

ないという限定本数でしか本ソフトウェアのコピーを使用できないという制限を受けるものとする。

(e) **エンドユーザライセンス契約：**本ソフトウェアとともに提示されるソフトウェア・ライセンス契約（以下「使用許諾契約」という）に記載された条件が、本ライセンスに基づき使用される本ソフトウェアの各々のコピーの使用に適用される。ただし、使用許諾契約は本ソフトウェアに対して追加のライセンスを付与するものではない。

(f) **FileMaker クライアント：**FileMaker Server ソフトウェアは、FileMaker WebDirect Web ブラウザクライアント、FileMaker Go クライアントおよびFileMaker Pro Advanced クライアント（以下、総称して「クライアント」という）を使用して、データベースサーバーに保存されたデータにアクセスする権利を含む。各許可されたユーザは FileMaker Server に接続するために、あらゆるクライアントを使用することができる。

FileMaker WebDirect および FileMaker Go クライアントは許可されたユーザ（第 1 条（b）に定義される）による使用に制限されないものとする。

(g) **FileMaker Data API ライセンス：**FileMaker Server ソフトウェアは FileMaker Data API の機能（以下「Data API 機能」という）を含む。Data API 機能は、FileMaker Server 上のデータベースに対して REST API データ要求（以下「データ要求」という）を行うことによって、ライセンシーが FileMaker Server 上のデータベースを介してデータを出し入れすることを可能にする。ライセンシーが行うことができるデータ要求の量は、ライセンシーがサイトライセンス契約と共に受ける API データ転送（以下「API データ転送」という）の量に限定される。インバウンドのデータ要求（ライセンシーの FileMaker Server 上のデータベースにデータを入れること）については、ライセンシーは無制限に API データ転送を行うことができる。アウトバウンドのデータ要求（ライセンシーの FileMaker Server 上のデータベースからデータを出すこと）については、ライセンシーが行えるのはサイトライセンス契約に含まれる API データ転送量と共に、自己が購入する追加の API データ転送に限定される。サイトライセンス契約に基づきライセンシーが受ける API データ転送は、ライセンシーがインストールする FileMaker Server の全てのコピーの間で共有される。ライセンシーが受け取る API データ転送量はライセンシーの契約開始日に基づいて 1 年間与えられるものであり、未使用の API データ転送量は次の契約期間に繰り越すことはできません。

2. 制限 該当する使用許諾契約に記載された制限に加えて、以下の制限が適用される。

(a) **一般的な制限** ライセンシーは、本ソフトウェアには営業上の秘密が含まれており、その保護のため、本ソフトウェアの逆コンパイル、リバース・エンジニアリング、逆アセンブルならびにその他の方法により本ソフトウェアを人が認知できるような形態に変えることは、適用される法律により許可されている場合を除き、認められていないことを確認する。ライセンシーは、本ソフトウェアの全体又は一部を改変、売却、賃貸、レンタル、リース、貸与、頒布することはできず（但し本ライセンスにより明示的に許可されているものを除く）、また本ソフトウェアの全体又は一部を基にして派生物、二次的著作物を作成することはできない。

(b) **制限された使用方法** 本ソフトウェアは、原子力施設の運用、航空機の運航、コミュニケーションシステム、航空管制の運用、その他本ソフトウェアの動作不良が死亡、怪我又は重大な物理的又は環境的損害につながる恐れのある環境において使用されることを予定したものではない。

(c) **移転や譲渡の禁止** ライセンシーは、FMI の事前の書面による同意なくして本ライセンスの下の権利を他者に移転したり、譲渡してはならない。

(d) **第三者に対するホスティングの禁止** ライセンシーは本ソフトウェアをライセンシーによって所有されるアプリケーションをホストするためにのみ使用することができる。ライセンシーは、本ライセンスのその他の規定にかかわらず、第三者によって所有されるアプリケーションをホストするために本ソフトウェアを使用してはならない。また、本ソフトウェアの機能を利用してインターネットを含む不特定多数に向けた外部接続および、商用サービスに利用してはならない。

3. 保守ソフトウェア

(a) 定義：

(i)「保守ソフトウェア」には、アップグレードとアップデートの両方が含まれる。

(ii)「アップグレード」とは、機能の追加とパフォーマンス強化の両方またはいずれか一方を通じての既存の製品の改良を意味する。アップグレードであることは、その製品のバージョンナンバーの小数点の左側または右側の数字の変更により特定される（例： FileMaker Pro 15.0 Advanced から 16.0 へのアップグレード、またはバージョン 8.0 から 8.5 へのアップグレード）。

(iii)「アップデート」とは、修正を含むバグ修正アップデート、仕様との一致を維持するための互換性アップデート、および特定の標準との相互

利用のための標準互換性アップデートを意味する。アップデートであることは、「v」の右側の数字の変更により特定される（例： FileMaker Pro 16.0v2 Advanced）。アップデートは、一般的には電子的ダウンロードの形態でしか提供されない。

(b) 保守ライセンス：本ライセンスの一部として、本ソフトウェアを使用できるライセンシーの権利は、ソフトウェア・ダウンロードページに記載された本ライセンス契約発効日と保守期間満了日との間（以下「保守期間」という）に商業的にリリースされる保守ソフトウェアにも及ぶものとする。FMI は、当該期間内に保守ソフトウェアが商業的にリリースされた場合、そのマスター・コピー１部をライセンシーに提供する。

(c) 制限及び権利否認：一定の顧客又は一定のマーケットセグメントのために作成される保守ソフトウェアとは異なる名称の製品や保守ソフトウェアの特別バージョンが、たとえ類似する特徴又は機能を有していようとも、保守ソフトウェアに対するライセンシーの権利は、このような異なる名称の製品や特別バージョンを取得できる権利を、決してライセンシーに付与するものではない。各種の製品が、スペシャル・プロモーションとして、異なる設定で、小売その他の販売経路において適時提供されるかもしれないが、それらは、FMI による独自裁量に基づく場合を除き、保守ソフトウェアとして提供されることにはならない。

保守ソフトウェアは、あくまで FMI 及びそのライセンサーが自己の独自裁量に基づき、開発されたりリリースされるものである。FMI 及びそのライセンサーは、保守ソフトウェアを、その保守期間中に開発したりリリースする旨の保証又は表明を行うものではない。また、FMI 及びそのライセンサーは、保守ソフトウェアが商業的にリリースされたあと、ライセンシーに対して保守ソフトウェアを特定期間内に提供する旨の保証を行うものでもない。

4. 限定保証

FMI は、本ライセンスの購入日から 90 日の期間、FMI が提供する本ソフトウェアが、FMI から入手することができる本ソフトウェアの公表された仕様に実質的に合致することを保証する。上記の限定保証に違反した場合の FMI の全責任及びライセンシーの唯一かつ排他的な救済手段は、FMI の選択により、記憶媒体の交換、購入代金の返還又は本ソフトウェアの修理若しくは取替のいずれかとなる。

この限定保証は、FMI の行う唯一の保証であり、FMI 及びそのライセンサーは、かかる限定保証を除くその他一切の明示又は黙示の保証及び条件（市販性、特定目的への適合性及び権利侵害の不存在の黙示の保証又は条件を含むが、これらに限定されない）を、明示的に否定する。FMI は、本ソフトウェアに含まれる機能がライセンシーの要求に適合すること、本ソフトウェアの操作が中断されることなく若しくはエラーを生じることなく行われること、又は本ソフトウェアの瑕疵が修正されることを保証するものではない。更に、FMI は本ソフトウェアの使用又は使用結果について、正確さ、精密さ、信頼性その他の見地から保証又は表明を行うものでもない。FMI 又はその授権された代表者が提供する口頭・書面による情報又は助言は、保証を成立させるものではなく、また、いかなる意味においても本保証の範囲を拡大するものでもない。但し一部の法域では黙示の保証又は条件の排除を認めていないため、上記の排除規定はライセンシーに適用されない場合がある。本第 4 条に基づく責任の否認および限定保証は、業務上以外で本ソフトウェアを取得する消費者の法定の権利を損ねるものではなく、また、FMI の過失による死亡または人身被害に対する責任を制限するものでも、排除するものでもない。

5. 救済及び損害金の制限

(a) 除外　FMI、その親会社および子会社、ならびにこれらのもののライセンサー、取締役、役員、従業員および関連会社は、本ソフトウェアまたは本ソフトウェアに付随する文書の使用または使用不能により生じるいかなる派生的損害、付随的損害、間接損害および特別損害（営業利益の損失、事業の中断、企業情報の損失などによる損害を含む）についても、ライセンシーに対して責任を負わないものとする。このことは、損害の予測可能性の有無もクレーム（契約、過失、不法行為、その他によるものとを問わず）の根拠をも問わない。また、FMI または FMI の代表者がこうした損害発生の可能性についてたとえ知らされていたとしても同様とする。

(b) 制限　上記第 5 条(a)項で除外されないいかなる場合においても、全ての損害、損失及び訴訟原因（契約、不法行為（過失を含む）その他によるものとを問わず）についての FMI 又はそのライセンサーの責任の総額は、本ライセンスのもとで支払われた金額を超えることはないものとする。両当事者は、この救済および損害金の制限条項は独立して履行され、保証救済の重要目的を達成できない場合でも存続するものとすることに合意する。なお、上記の制限は、法律でその賠償責任を義務づけている場合その限度において、人身事故には適用されない。一部の法域では偶発的損害又は結果的損害についての除外または責任の制限を認めていないため、本第 5 条にある責任の制限はライセンシーに適用されない場合がある。本ライセンスは業務上以外で本ソフトウェアを取得する消費者の法定の権利に影響を与えることはなく、損ねるものではない。

6. 終了

ライセンシーが 本ライセンスに違反し、かかる契約違反が FMI からの書面による契約違反の通知を受領したあと 30 日を過ぎてなお継続する場合、FMI は、ライセンシーへの書面での通知により本契約を解除し、本ライセンスを無効にするための措置を行使することができる。これにより、本契約および本ライセンシーに付与されたすべての権利は直ちに停止します。この場合、本ライセンス及び本ライセンスに基づきライセンシーに付与された全ての権利は直ちに終了する。ライセンシーは、FMI に書面で通知することにより、いつでも本ライセンスを終了することができる。本ライセンスがいかなる形であれ終了した場合、ライセンシーは、本ソフトウェアの全てのコピーを速やかに FMI に返却するかあるいは本ソフトウェアのコピーを全て既に破棄したことを書面をもって確認せねばならないものとする。本契約第 2 条から第 8 条は、本ライセンスの終了後も存続するものとする。

7. 監査

FMI 又はいずれかの当事者の選択により両当事者が合理的に承諾可能な独立した第三者は、ライセンシーの契約遵守を確認するために、年に 1 度、通常の営業時間内に（合理的な事前通知を行った上で）、ライセンシー及び本契約に基づくライセンシーの支払義務に関する記録を監査することができる。FMI から要請があった場合、ライセンシーは精通した従業員を手配して上記監査に協力する。上記監査によりライセンシーが FMI に対して負う本契約に基づく債務を FMI に支払っていないことが明らかとなった場合、ライセンシーは直ちに FMI に対して過去の未払金を支払う。ある期間のライセンシーの未払金が当該期間中に FMI に支払うべき金額の 10%以上となった場合、ライセンシーは直ちに、自己の負担で、当該監査の実施に要した費用を FMI に対して支払う。

8. サポート

FMI は、本ライセンスのもとでのライセンシーによる本ソフトウェアの使用に関して、ライセンシーに対してテクニカルサポートサービスを提供する義務は負わない。ライセンシーは、本ライセンス契約期間中、FMI が現在提供しているサポート・サービスを追加申込みすることができる。

9. 輸出管理

お客様は、アメリカ合衆国の法律およびソフトウェアが取得された国の法律が認めている場合を除き、ソフトウェアを使用または輸出もしくは再輸出することはできません。特に、例外なく、ソフトウェアを、次のいずれの者に対しても、輸出または再輸出を行うことはできません。(a) アメリカ合衆国の通商禁止国 (b) アメリカ合衆国財務省の特別指定国リスト(list of Specially Designated Nationals)またはアメリカ合衆国商務省の拒否人名リスト(Denied Person's List or Entity List)上の一切の者。ソフトウェアを使用することにより、お客様は、上記国家に住居を定めていないこと、あるいは上記リストに該当するものではないことを表明および保証するものとします。また、お客様は、お客様がアメリカ合衆国の法律で禁止されている目的でソフトウェア を使用しないことに同意していただいたものとし、当該目的にはミサイル、核、化学兵器もしくは生物 兵器の開発、設計、製造または生産を含みますがこれらに限定されません。

10. 一般条項

本ライセンスが購入された国に FMI の子会社がある場合は、本ライセンスには子会社がある国の法律が適用される。それ以外の場合は、本ライセンスには、アメリカ合衆国およびカリフォルニア州の法律が適用される。両当事者は、国際商品売買契約に関する国連協定（1980 年）(United Nations Convention on Contracts for International Sale of Goods (1980)) （改正がある場合は改正後のものを意味する） は、本ライセンスに一切適用されないことに同意する。本ライセンスは、本ライセンスの条件に基づいてライセンスされた本ソフトウェアについての両当事者間での合意の全体を構成するものであり、本主題に関するこれまでのすべての了解事項に取って替わるものとする。本ライセンスの修正または変更は、FMI により書面にて署名されない限り、拘束力がないものとする。本ライセンスの規定が、管轄権を有する裁判所によって法律に違反すると判断された場合は、その規定は、法律で認められる限度まで履行を強制できるものとし、本ライセンスのその他の規定は、引き続き有効に存続するものとする。本ソフトウェアおよび関連するドキュメンテーションは 48 C.F.R. §2.101 にて定義される「Commercial Items」であり、48 C.F.R. §12.212 または 48 C.F.R. §227.7202 で使用されている「Commercial Computer Software」および「Commercial Computer Software Documentation」により構成されている。48 C.F.R. §12.212 または 48 C.F.R. §227.7202-1 ないし 227.7202-4 に従い、Commercial Computer Software および Commercial Computer Software Documentation は、(a) Commercial Items として、(b)この使用条件に従ってその他のすべてのエンドユーザに付与される権利と同じ権利のみがアメリカ合衆国政府にライセンスされている。アメリカ合衆国の著作権法に基づく公表権(Unpublished-rights)は留保する。